

令和6年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和6年2月21日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和6年2月21日（水）午後2時55分 開会
1. 令和6年2月21日（水）午後4時38分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 佐藤育男	2番 鎌田 正	3番 黒沢龍己	4番 森元淑雄
5番 高橋徳久	6番 橋村 誠	7番 武藤義彦	8番 熊谷隆一
9番 佐藤文子	10番 小松栄治	11番 荒木田俊一	12番 伊藤福章
13番 古谷武美	15番 青柳宗五郎	16番 鈴木良勝	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

14番 後藤 健

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己 副管理者 小松英昭
監査委員 藤村好正 消防長 佐藤広樹 事務局次長兼管理課長 佐藤大
主席参事兼消防本部総務課長 山本啓彦 環境事業課長 瀬川敬
介護保険事務所長 上田泰彦 環境事業課参事 山本博康
介護保険事務所主幹 奈良ルミ子 管理課主幹 藤田貴 管理課主幹 九島芳謙
管理課副主幹 鈴木貴将 管理課主事 内山七月

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- (6) 議案第6号 令和5年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (7) 議案第7号 令和5年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第8号 令和5年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (9) 議案第9号 令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (10) 議案第10号 令和6年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (11) 議案第11号 令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について
- (12) 議案第12号 新南部斎場建設工事請負契約の変更について
- (13) 議案第13号 新中央し尿処理センター施設整備事業に係る工事請負契約の変更について

議 長 (古谷武美)
これより令和6年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者 (老松博行)
はい、議長。

議 長 (古谷武美)
はい。

管理者 (老松博行)
招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。
去る1月1日に発生した能登半島地震により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。また、被災地域の日も早い復旧・復興を心からご祈念申し上げます。
それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。
本日、令和6年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。
今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案5件、単行案4件、補正予算案2件及び令和6年度当初予算案2件の合計13件であります。
このうち令和6年度当初予算案につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わせた総額が約26億3,545万円で、前年度当初と比較して約2億4,280万円、率にして約0.9%の増となっております。これは、一般会計において、衛生費のうち新南部斎場建設事業が、建設工事の完了により残工事を残すのみとなることなどから、保健衛生費が約4億9,000万円の減となるものの、新中央し尿処理センター建設工事が本格化することや、物価上昇などの影響により廃棄物処理施設の長期包括運営業務委託料が増となることなどにより清掃費が約11億4,000万円の増となること、また、介護保険特別会計において、保険給付費に約4億円の減が見込まれることなどによるものであります。
予算執行の裏付けとなる構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して約4億501万円、率にして約4.8%増の総額約88億1,657万円となっておりますが、これにつきましても衛生費の増が要因となっております。
以上、令和6年度当初予算案の概要について申し上げましたが、本案を含む各上程議案につきましては、この後事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。
始めに、斎場関係について申し上げます。
令和5年の利用件数につきましては、中央斎場は1,192件で前年比32件の減、南部斎場は570件で9件の減、北部斎場は567件で2件の減と、いずれも減となっております、合計では2,329件で43件、率にして約1.8%の減

となっております。

次に、新南部斎場建設事業につきましては、先ほど議員説明会でご説明申し上げましたとおり、本年5月10日の供用開始に向けて準備を進めており、4月26日には内覧会を開催し、議員の皆様にお披露目したいと考えております。

今次定例会においては、南部斎場の利用料に係る経過措置を廃止し本則の規定どおり1体につき1万6,000円とする条例の一部改正と資材価格等の高騰による新南部斎場建設工事請負費の増額に係る変更契約について、議案を上程させていただいております。また、北部斎場の大規模改修事業について、令和6年度においては改修に係る実施設計などを発注することとしており、係る経費を当初予算に計上しております。

次に、昨年10月に発生した、南部斎場における会葬者の転倒事案につきましては、現在、相手方に対する補償等に係る手続を進めておりますが、転倒された方は、昨年中に仕事に復帰されたものの、現在もリハビリを継続中であり、補償等の内容が確定するまでに今しばらく時間を要すると思われまます。本事案につきましては、状況に変化がありましたら改めてご報告させていただきます。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

始めに、令和7年4月の供用開始を目途に進めている新中央し尿処理センター建設事業につきましては、地下部のコンクリート打設を完了し、現在は、各水槽の漏水の有無を確認する試験や、土木建築工事と並行して施設の主要機器の製作を行っており、1月末時点での進捗率は18.9%となっております。来年度は、本体工事が本格化することから、より一層の安全管理と工程遵守に努め、周辺地域の生活環境にも配慮しながら工事を進めてまいります。また、令和7年度から令和8年度に予定している現中央し尿処理センターの解体撤去工事に備え、有害物質調査や地歴調査等の事前調査を含む解体工事発注のための資料作成などを行う業務を委託する計画としております。

次に、中央ごみ処理センターにつきましては、平成14年の供用開始から20年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、本年度は、長寿命化総合計画を策定し、基幹的設備改良工事の必要箇所の特典などを進めているところであります。来年度は、改良工事に係る発注仕様書等の作成業務を委託する計画としております。

次に、廃棄物処理施設の長期包括運營業務委託につきましては、本年度から、組合が所管する全ての廃棄物処理施設において導入し、それぞれ民間事業者に委託しておりますが、昨今の物価高騰などによる電気料金の値上げや、労働力不足による人件費の引上げなどの影響により、契約に基づく見直しを行い、委託費の増額分を来年度当初予算に計上しております。

次に、消防関係について申し上げます。

始めに、本年度の購入車両につきましては、南分署と角館消防署に配備予定の救急自動車は昨年12月25日に納車され運用を開始しております。東分署に配備予定の消防ポンプ自動車は、昨年11月の定例会でご報告申し上げたとおり、納車が来年度に延期となったことから、今次定例会に上程しております令和5年

度補正予算案に繰越明許費を計上しております。

次に、令和6年度の主な事業についてであります。車齢が15年となる協和分署に配備の消防ポンプ自動車、同じく15年となる緊急消防援助隊登録車両として東分署に配備の災害対応特殊消防ポンプ自動車、10年となる中仙分署に配備の救急自動車、並びに22年となる消防本部付き公用車の計4台の車両更新を予定しております。また、指令センターと消防車両の車載端末を接続する回線の通信方式変更に伴う機器の改修工事のほか、西分署の屋根防水工事、雨天時にも対応可能な高性能ドローンの購入などを予定しております。

次に、永年勤続消防職員や防火防災・人命救助等にご尽力いただいた個人及び事業所を表彰する消防功労者表彰式につきましては、3月14日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に開催したいと考えております。

また、去る2月9日に消防職員意見発表秋田県大会が開催され、当組合の代表として出場した西分署細井健太消防士が優秀賞を受賞しております。

次に、令和5年の火災・救急事案発生状況につきましては、火災件数が42件と当組合発足以来最少であったものの、救急件数は6,782件で昨年の過去最多件数を更に257件上回っております。特に8月の件数の増加が顕著であり、猛暑の影響が大きかったものと分析しております。

また、今シーズンの雪害発生状況につきましては、人的被害が2月18日現在で6件発生し、負傷者が6名となっており、昨年同期と比較すると、件数で8件、負傷者で8名の減となっております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

始めに、令和5年11月末データによると、管内の第1号被保険者数は47,471人、要介護認定者数は9,795人、サービス利用者数は8,196人で、1カ月分の給付費は約14億1,240万円となっており、昨年同月との比較では、第1号被保険者数は426人の減、要介護認定者数は105人の減、サービス利用者数は124人の減と、いずれも減で、給付費につきましても約1,160万円、率にして約0.8%の減となっております。増減の主な内訳であります。居宅サービスでは、コロナウイルス感染者数の減少や警戒レベルの引下げなどにより、通所リハビリテーションやショートステイなどの利用者が増えたことから増額、地域密着型サービスでは、介護員の不足や利用者の減少などの理由により、小規模多機能型居宅介護事業所や地域密着型通所介護事業所の休止・廃止があったほか、施設サービスでは月遅れ請求があったことから減額などとなっております。

次に、第9期介護保険事業計画につきましては、先ほどの議員説明会でもご説明申し上げましたが、来る3月8日に最終となる事業計画策定委員会を開催する予定としております。策定にあたりましては、来年には団塊の世代が全員後期高齢者になる年を迎えるほか、2040年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢化率がますます高くなっていくと見込まれることから、これらを見据えた上で、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上などをポイントとして捉え、計画をまとめ上げることとしております。

また、第9期計画期間中の施設整備につきましては、特別養護老人ホームが53床、グループホームが54床、特定施設入居者生活介護が地域密着型を含めて32床増える見込みであり、施設入所待機者数の減少を図ってまいります。

介護保険料につきましては、今後3年間の高齢者人口やサービス利用者の動向を推計した上で給付費の見込み総量から算出し、第9期基準額を第8期と同額の月額6,700円に設定したいと考えております。

なお、国の施策に沿って現在の9段階から13段階へ多段階化し、低所得者の標準乗率を引き下げ、高所得者の標準乗率を細分化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図っていくほか、当組合独自の施策として、第2段階及び第4段階の方には、国よりも低い乗率を引き続き設定してまいります。

最後になりますが、来年度は、新南部斎場の稼働開始、新中央し尿処理センター建設工事の本格化、新たな介護保険事業計画期間の初年度を迎えるなど、各種事業が次のステージに移行する時期となります。組合といたしましては、コロナ禍で培った経験や知見を生かし、非常時の対応も念頭に置きながら、引き続き、着実かつ効率性・実効性を重視した事業運営に努めてまいります。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議 長 (古谷武美)

はい、ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、14番後藤健議員であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第一号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において7番武藤義彦議員、8番熊谷隆一議員、9番佐藤文子議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「令和5年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されておりますので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。

質問を許します。9番佐藤文子議員。

議 員 (佐藤文子)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、佐藤議員。

(佐藤文子)

私は、第9期介護保険事業計画に関連して、お尋ねいたします。

最初に、グループホームと特別養護老人ホームの増設・増床を図るべきではないかという立場からの質問です。

第9期介護保険事業計画のポイント、国の方の指針の中では、地域の実情に応じたサービス基盤の整備をあげながらも、在宅サービスの充実を強調し、地域密着型サービスの更なる普及を強調しています。

地域密着型サービスには様々な種類のサービスがありますが、大曲仙北圏域の利用率を見ますと、グループホームと密着型デイサービスで67%、小規模多機能型居宅介護合わせて83%を占めております。国が充実を求めている「定期巡回随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」については、わずか1.3%や2.3%にとどまっているのが実情です。

利用率の高いグループホームは、現在の整備数594床のうち大仙市民の利用が330人と56%を占めております。また、介護度が上がれば特養等に入所するケースが多々あると思いますが、特養ホームは現在の整備数1,305床のうち大仙市民が1,277人と、いずれ特養ホームに住所を移しているというふうな場合もあるかもしれませんが、大仙市民が1,277人となっているわけでありませぬ。

第9期では、グループホームを54床増床し、648床に、また、特養は53床増床し1,358床に整備するというふうなことであります。

また、先の説明でも明らかとなりましたが、ショートステイの多くの利用者が、特養入所の待機利用というふうな実態があります。こうしたことから、依然として、大曲仙北圏域の介護需要というのは、施設志向ではないかというふうには私には思いません。そのために、54床といった数字ではなく、更なる増設・増床というふうなものが必要だと思いますが、これへの見解を伺います。

二つ目には、介護人材の確保、処遇の現状と改善について伺います。

介護職員の不足や高い離職率の問題は、介護保険制度が始まって早々から言われてきております。

介護需要と施設整備が進む一方でこれらの問題はますます深刻になっていっております。その原因は、介護報酬が低いことによる、会社員などに比べても10万円も低いという構造的な低賃金状況に置かれているからだと思っております。

施設では、介護報酬や処遇改善のための報酬が引き上げれば、利用者の負担にも連動するというので、「大変心苦しく思っている」という、そういう思いで働いている人たちがおります。

そこで現状と改善について伺います。

一つは、圏域介護保険施設で働く介護労働者について職種別及び正規・非正規別の人数、差し支えなければこれらの平均賃金について伺います。

二つ目には、処遇改善のこれまでと今後の方向についてお尋ねいたします。

以上、質問をしましたが、よろしくご答弁をお願いいたします。

議 長 (古谷武美)
答弁を求めます。上田介護保険事務所長、お願いします。

所 長 (上田泰彦)
はい、議長。

議 長 (古谷武美)
はい。

所 長 (上田泰彦)
佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の1点目は、グループホームと特別養護老人ホームの増設・増床についてであります。当圏域の介護保険施設需要につきましては、県が昨年6月に実施した「介護保険施設入所申込者調べ」の結果では、大曲仙北管内の特別養護老人ホームの待機者数は495人と令和4年の同調査の553人から1年間で58人減っており、これは令和4年度に特別養護老人ホーム70床が増床となったことが一因と考えられます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、施設入所を希望する方は依然多く、増設・増床などの対応が必要な状況であり、第9期計画におきましても、グループホーム54床、特養53床の増設・増床を行う予定としているところでございます。

国では事業計画策定のポイントとして、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた上で地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保を求めており、当組合としましては、国のポイントを考慮のうえ、今後減少が見込まれる高齢者、認定者の動向や施設待機者の受け皿となっている有料老人ホームやショートステイ等の利用状況を注視しながら整備を進めてまいります。

質問の2点目は、介護人材の確保、処遇の現状と改善についてであります。圏域介護保険施設で働く介護労働者の現状につきましては、厚生労働省の介護情報公表システムによると、管内の施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設で働く介護労働者の数は27施設、1,127人です。職種別では、介護職員が一番多く742人、次いで看護職員が125人、調理員が56人となっております。また、介護保険事務所が令和5年1月に実施した介護人材実態調査では、27施設中22の施設から回答をいただいております。介護職員のうち約86.6%が正規職員、約13.4%が非正規職員となっていることから、この割合を使って算出しますと、介護職員742人の内訳は、643人が正規職員、99人が非正規職員と推計されます。平均賃金につきましては、国と県の数値であります。公益財団法人介護労働安定センター秋田支部の令和4年度介護労働実態調査報告書によりますと、介護職員の平均賃金は、国の月額23万5,302円に対して秋田県は21万3,788円と2万4,924円低く、看護職員は国の月額28万8,040円に対して秋田県は26万3,346円と2万4,694円低くなっております。広域管内の事業所の正規非正規と職種別平均賃金につきましては把握しておりませんが、概ねこのような状況にあるものと推察しております。

続きまして、処遇改善のこれまでと今後の方向につきましては、処遇改善は平成21年から国が賃金アップの取組を実施しており、平成21年には月額24,0

00円、平成24年には月額6,000円、平成27年には月額13,000円、平成29年には月額14,000円、令和元年には月額18,000円、令和4年には月額9,000円で合計84,000円となっており、更に今回の報酬改定においても月額6,000円程度の賃金改善が行われる予定であります。また、国では令和7年度にも2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率の引き上げを行う予定としております。賃金の改善については国が主導で実施しており、当組合としましては、処遇改善に向けた支援として、介護従事者が日々安心して業務に取り組めるよう、定期的実施する運営指導の際に、ハラスメント対策など離職が起こらないような啓発や指導を行っていくとともに、介護ロボット等の導入により負担軽減の取組を行っている事業所の事例を紹介するなど従業員の心身のケアに関する支援を実施してまいります。以上であります。

議長 (古谷武美)

9番再質問はありますか。はい、9番。

議員 (佐藤文子)

まず、施設増設の件ですけれども、待機者495人中、令和4年度に70床の増床があったために58人分が減ったと、いずれにしても440人ほどの待機者が現にいるというふうなことは間違いないと、これらの方々が、グループホームや、あるいはショートステイを利用しながら空き待ちをする。だから、何年かかってもなかなか入れない、入らないうちに亡くなってしまふ、こういう現状がなかなか改善されないというふうなことだったと思います。そういうふうな意味で、グループホームの54床増床、特別養護老人ホーム53床の増床では到底この待機者解消には間に合わないというふうな感じなんじゃないか思いますので、ぜひ、最終の説明、計画のときにこの点を配慮しまして、もう少し増床の方向で検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、介護人材の確保と処遇の改善の問題ですけれども、21年から令和4年度まで十数年かかってようやく8万4,000円上がったんだと、8万4,000円上がって平均で28万程度、本当に低かったんだと。28万8,000円まで上がったとしても、この金額が、一般の労働者、会社員などの給料と比べても大変低いというふうなことがはっきりしているわけですけれども、それにしても、十数年かけてようやく28万円まで8万円上がった。なんと低い、そういう状況に置かれているのが、介護労働者の実態なんだというふうなことで、給料だけの問題ではありませんけれども、介護労働者の高齢化も進んできている。若い人たちが、介護職員になろうと、そういうのがだんだん少なくなっている。非常にそういう点では、賃金の問題というふうなものは、国の指針に照らし合わせてやっていくだけでは、特に若い労働者がどんどん減っていく秋田県の状況では、介護労働者1,127人の重要な労働者人口でありますので、そのあたりこの若い人たちがなんぼでもこの秋田県、そしてこの圏域に残って介護のお仕事をしていただくと、そのための方策として、賃金の問題もそうですけれども、非常にこれはなかなか難しい問題かもしれませんけれども、やっぱりこの若い労働者が都会の方に出ていくというふうなことをあまりしなくても、この秋田県、圏域で

介護労働をして非常に働きやすい環境で生活していったら、そうした処遇、そういうふうなものもぜひとも系統的に考えていただきたいと、これは、制度上の問題だというふうなことで片づけないで、秋田県の人口対策の問題なんだというふうな立場からもぜひ今後とも検討願いたいなというふうに思います。管理者を中心にして、ぜひ、介護労働者と秋田県の人口、若者の今後の確保、こういう点からも重要な産業になってきているというふうなことで、検討していただきたいと、思います。

答弁できるものについては、ぜひお願いいたします。以上です。

議長 (古谷武美)

はい、上田介護保険事務所長、お願いします。

所長 (上田泰彦)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい。

所長 (上田泰彦)

佐藤議員からの先のご質問にございました、一つ目の施設整備につきましては、繰り返しになるんですけども、中長期的な人口の推移、認定者の推移等を見据えながら整備の方を進めてまいりますので、9期、またそれ以降につきましても、そういったところを注視しながら進めてまいります。

人材確保につきましては、賃金の部分の処遇改善につきましては、国が主体となって主導して実施しておるところです。広域としましても、若い方向けの介護の魅力と言いますか、介護の情報につきましては、ホームページ等を通じて発信しているところなんです。国としましても、ICT、タブレットなどを導入したり、日ごろのケース記録などをこれまでの紙ではなくてパソコン、タブレット端末を使って記録を保存したりとか、日ごろの情報連携についてもスマホを使ってとか、そういった形でICTというところが介護保険の施設で進んでおりまして、若い従業員の方はそういったところを活用して今のところ業務を行っている事業所があるというところがございます。そういったところの処遇改善につきましても、組合としても日々の運営指導等で相談を受けた際の支援を今後も考えております。以上です。

議長 (古谷武美)

9番、再々質問ありませんか。

議員 (佐藤文子)

ありません。

議長 (古谷武美)

はい、これにて、質問を終わります。

日程第5「議案第1号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)
はい、次長。

次 長 (佐藤大)
議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。
議案説明資料の2ページをご覧くださいと思います。
管理職の職員が臨時又は緊急の必要により休日に勤務した場合に支給する「管理職員特別勤務手当」につきましては、現在、災害への対応のため休日に出勤した消防職員に支給しております。
本案は、近年、災害が頻発している状況に鑑み、国、県及び他市町村等の規定に倣い、休日の勤務に加えまして、平日午前0時から午前5時までの深夜帯の勤務に対しましても支給できるよう、対象範囲を拡大する改正を行うものであります。
支給額につきましては、深夜帯の勤務一回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定めるものとし、規則にて、7級の職員が4,000円、6級の職員が3,000円と定めるものでございます。
施行日につきましては、本年4月1日からとするものであります。
以上、議案第1号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なしの声)
これより「議案第1号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第6「議案第2号」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)
はい、議長。

議 長 (古谷武美)
はい。

次 長 (佐藤大)
議案第2号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。
議案説明資料3ページをご覧ください。
フルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、勤勉手当の支給対

象とされておりますが、平成29年度の制度設計段階において、国の非常勤職員に対する勤勉手当の支給が広まっていない状況から、地方自治体の会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給しないことが基本とされておりました。

今般、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、ほぼ全ての国の非常勤職員に対して勤勉手当が支給されるようになっている現状を踏まえ、国の取扱いとの均衡を図ると共に適正な処遇の確保等の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給が可能となったものであり、令和6年度から全ての会計年度任用職員に対し適切に勤勉手当を支給するよう、総務省から通知がなされたところであります。

これに伴いまして、県及び構成市町と同様に会計年度任用職員に支給する勤勉手当について新たに規定するものでございます。

勤勉手当の支給割合は、6月、12月ともに1.025カ月分、年間で2.05か月分とし、既に支給しております期末手当と同様、常勤職員と同じ支給割合とするものでございます。

施行日は、改正法の施行に合わせ、令和6年4月1日(ついたち)とするものでございます。

以上、議案第2号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

これより「議案第2号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第3号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい。

次 長 (佐藤大)

議案第3号「大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料4ページをご覧ください。

消防における危険物規制事務に係る手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額を基に、本条例で規定して

おります。

今般、政令が一部改正され、直近の人件費及び物件費等を反映した場合の額と現行の標準額との乖離が大きくなっている事務について、手数料の標準額の見直しが図られております。

これに伴い、本条例に規定する危険物規制事務に係る申請手数料について、政令と同様の内容に改めるものでございます。

対象となる手数料は、石油等の危険物を貯蔵する施設のうち、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の設置許可申請に係る手数料であり、危険物の貯蔵最大数量に応じた区分ごとに定められた金額を、資料に記載してありますとお改めるものであります。

施行日は、政令の施行に合わせ、令和6年4月1日としますが、条例の施行前までに申請を受理したものについては、従前の例によるものとする経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第3号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第3号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第4号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい。

次長 (佐藤大)

議案第4号「大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料5ページをご覧ください。

先ほどの議員説明会でもご説明申し上げましたが、斎場の使用料につきましては、平成27年6月に、中央斎場の移転改築に合わせ増額の改定を行っておりますが、南部斎場及び北部斎場における圏域内住民の使用料につきましては、当分

の間据え置きとする経過措置を設けております。

現在、南部斎場の改築が進められ、本年5月10日を目途に新施設での供用開始を予定しており、中央斎場と同等のサービス水準になることから、これを機に、南部斎場の使用料についての経過措置を終了し、中央斎場と同額に改めるため、平成27年2月20日に議決をいただいた一部改正条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、改正附則の規定中、13歳以上の圏域内住民が南部斎場を使用した場合の使用料を13,000円とする規定を削除し、本則の規定通り16,000円とするものでございます。

なお、北部斎場につきましては、引き続き、経過措置を適用することとします。施行日につきましては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定めることとし、新施設の供用開始日が確定しましたら、本条例の施行日を定める規則を制定いたします。

以上、議案第4号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第5号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい。

次長 (佐藤大)

議案第5号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

説明資料6ページ及び7ページをご覧ください。

本案は、介護認定審査会の委員の定数を実態に合わせた人数に改定するとともに、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護保険料を改定するものでございます。

改正の内容としましては、一つ目の介護認定審査会の委員の定数の改定につき

ましては、実情に合わせ、「140人以内」から「100人以内」に改めるものであります。

二つ目の介護保険料の改定につきましては、先ほどの議員説明会でもご説明申し上げましたとおり、第9期介護保険事業計画期間中の保険料を、資料に記載のとおり改めるものでございます。

基準額である第5段階の保険料は据え置きとした上で、9段階から13段階への多段階化、高所得者の倍率の引上げ、低所得者の倍率の引下げなど、所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料の軽減を図ることといたします。

施行日は令和6年4月1日といたしますが、令和5年度以前の年度分の保険料につきましては、当該年度の保険料額を適用するものといたします。

以上、議案第5号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第5号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

(午後3時41分 休憩)

(午後3時50分 再開)

議 長 (古谷武美)

それでは、会議を再開いたします。

日程第10「議案第6号」、日程第11「議案第7号」、日程第12「議案第8号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい。

次 長 (佐藤大)

それでは、議案第6号と第7号の令和5年度2月補正予算及び議案第8号の令和5年度負担金の一部変更について、一括してご説明を申し上げます。

議案説明資料8ページの総括表をご覧いただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、一般会計では197万6千円の増、介護保険

特別会計は5億274万7千円の減額、合計では5億77万1千円の減額となり、補正後の予算総額を253億9,842万1千円とするものでございます。

はじめに、議案第6号「令和5年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

議案説明資料9ページをご覧ください。

まずは歳入から、増減額が大きい部分を中心にご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1項3目斎場費負担金は、使用料収入は増えたものの工事費の減などにより減額、7目廃棄物処理費負担金は、使用料収入及び運営費が減ったことなどにより減額、8目消防費負担金は、人件費の増に伴い増額、9目民生費負担金は、対象事業費の減少により減額となり、総額では2,705万6千円の減額となるものでございます。

次に2款使用料及び手数料は、各施設の利用実績見込みから積算し、合わせて915万円の減額となります。

続きまして3款国庫支出金1,735万7千円の減と、次の10ページに移っていただきまして、4款県支出金986万6千円の減、こちらは、各種負担金や補助金を収納見込みに合わせまして減額補正するものでございます。

次に6款繰入金は、構成市町負担金が増額する見込みである清掃費及び消防費へ負担金調整基金を取り崩して充当するための増額と、重層的支援体制整備事業費の減に伴いまして、特別会計繰入金を減額し、総額で差引き1,635万9千円の増額となるものでございます。

次に7款繰越金は、4,803万6千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。

3款民生費1項2目重層的支援体制整備事業費は、大仙市への委託事業の実施見込みに応じまして、5,484万1千円の減額となるものでございます。

続きまして4款衛生費1項1目斎場費は、人件費の増額と、需用費及び火葬炉設備補修工事請負費の不用見込み額を合わせまして400万円を減額とし、2目の新南部斎場建設事業費につきましては、購入物品の精査を行ったことにより備品購入費が800万円減額となっており、1項保健衛生費としましては、差引き1,196万3千円の減となるものでございます。

11ページに移っていただきまして、2項清掃費1目環境事業課人件費は、人事異動等による人件費不足分を増額し、2目中央廃棄物処理施設一般管理費から、6目の北部廃棄物処理施設一般管理費につきましては、長期包括運営委託の精算額及び契約差額並びに需用費などの不用見込み分を減額し、7目の北部ごみ処理センター等運営費、及び8目の北部し尿処理センター運営費は、高騰する電気料金の影響による長期包括運営業務委託の増額を行うもので、清掃費全体としましては、差引き1,132万4千円の減額となるものでございます。

続きまして5款消防費1項1目常備消防費は、給与改定による人件費や、不足する燃料費などを増額するほか、旅費の不用額、防火服の一部納品遅れによる契約差額を減額し、総額では3,402万4千円の増額となるものでございます。

2目施設整備費は、協和分署の消防用ホース乾燥塔新設工事費及び消防車両購入費に生じた契約差額403万8千円を減額するものでございます。

次に7款諸支出金は、1項1目一般会計負担金調整基金費は、前年度繰越金の残などを積み上げるため、4,727万1千円を増額するものでございます。

次に12ページをご覧ください。こちら、継続費の補正についてご説明を申し上げます。

新南部斎場建設工事請負費につきましては、労務単価及び資材価格の高騰に対する措置として、新たな単価及び価格で積算し直した工事請負額とする必要が生じたため、事業費の総額及び令和6年度の年割額に増額分の4,174万円を加算し、令和6年度は1億5,441万円、総額では6億7,551万円とするものでございます。

次に、繰越明許費の設定についてご説明いたします。

今年度更新予定の大曲消防署東分署の消防ポンプ自動車について、メーカーからの車両本体の供給に遅延が生じ、今年度中の納車が困難となったため、車両更新に係る経費、総額4,868万5千円を令和6年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

令和6年度まで設定しております中央し尿処理センターの長期包括運營業務委託料について、物価変動及び電気料の高騰などの影響により、当初設定しておりました限度額10億8,688万8千円を令和6年度に超過する見込みとなることから、限度額を5,896万8千円追加し、総額で11億4,585万6千円とするものでございます。

以上で議案第6号一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、「議案第7号令和5年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

資料13ページをご覧ください。

こちらから歳入からご説明いたします。

1款介護保険料1項1目1節現年度分は、収納率の向上に加え、保険料額の高い高所得者層の割合が増えたことにより930万7千円の増額、2節滞納繰越分は、実際に繰越しとなった保険料額が見込より少なかったことにより、125万4千円の減額となるものでございます。

次に2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、節の区分ごとに関連する歳出の増減が反映されるもので、介護サービス給付費の減などにより、総額では1億1,277万6千円の減額となるものでございます。

次に4款国庫支出金及び、次の14ページに移っていただきまして、5款の県支出金、6款支払基金交付金の増減につきましては、保険給付費や地域支援事業費の実際の執行見込みなどに合わせまして補正するものでございます。

次に8款繰入金1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、保険給付費が伸びなかったことなどにより、取崩しが不要となったことから、全額を減額するものでございます。

次に9款繰越金は、前年度繰越金を全額計上するため、4億9,288万3千円を増額するものでございます。

歳入は以上となります。

次に、歳出についてご説明いたします。15ページをご覧ください。

1款総務費1項総務管理費につきましては、各委員会の委員報酬や郵便料などの不用額を減額し、人事異動等による人件費や法改正に伴うシステム改修業務委託料が増額したことにより、885万3千円を増額するものでございます。

続きまして2款保険給付費は、各種サービスの実績見込みにより、3項の高額介護サービス等費以外は全て減額となり、総額では9億8,958万円の減額となるものでございます。

減額の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症が5類移行後のサービス利用者の回復による保険給付費の増加を見込んでいたものの、想定ほど利用実績が伸びなかった事によるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

続きまして5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、現年度保険料の残や繰越金に含まれていた過年度保険料を積み立てるため、7,385万1千円を増額、2目介護保険特別会計負担金調整基金積立金についても、前年度から繰り越した一般財源分を積み立てるため、5,851万4千円を増額するものでございます。

次に7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、令和4年度の保険給付費や地域支援事業費の確定による国、県への精算返還金を予算措置するため、3億2,920万1千円を増額するものでございます。

次に、2項操出金は、重層的支援体制整備事業委託料の減に伴い、特別会計で収納する介護保険料分、1,364万1千円を減額するものであります。

以上で議案第7号介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、「議案第8号令和5年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。

説明資料17ページをご覧ください。

ただ今、ご説明いたしました議案第6号の一般会計補正予算と、第7号の介護保険特別会計補正予算を受け、①の斎場費負担金は1,341万3千円、②の廃棄物処理費負担金は1,132万4千円、④民生費負担金は1,090万5千円、⑤介護保険費負担金は1億1,277万6千円をいずれも減額、③消防費負担金につきましては858万6千円を増額し、構成市町全ての補正額が減額となり、変更後の負担金総額を、表の下段にありますとおり、大仙市が47億7,913万4千円、仙北市は19億6,557万1千円、美郷町は15億2,702万2千円、合計82億7,172万7千円と定めるものでございます。

以上、議案第6号と第7号の令和5年度2月補正予算及び議案第8号の令和5年度負担金の一部変更について、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第6号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第9号」、日程第14「議案第10号」、日程第15「議案第11号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、副管理者。

副管理者 (小松英昭)

それでは、議案第9号と議案第10号の令和6年度一般会計及び介護保険特別会計に係る当初予算並びに議案第11号の、令和6年度組合経費に係る負担金に関する単行案につきまして、私の方から一括してご説明させていただきます。

本2件の予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、また、組合経費に係る負担金につきましては、当組合規約第11条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案説明資料の18ページをお開き願います。上段の総括表をご覧ください。合計欄に記載がありますとおり、一般会計と介護保険特別会計を合わせました予算総額は261億3,545万5千円であります。前年度比較で2億4,280万3千円、率にして0.94%の増となります。

これは、介護保険特別会計において、介護サービス給付費の見込みがマイナスとなることに加え、一般会計において、令和5年度で新南部斎場建設工事がほぼ

完了することや、高機能消防指令センター部分改修業務が終了することなどの減額要素があるものの、新中央し尿処理センターの建設工事が最盛期を迎えることにより、予算全体では増額となるものでございます。

総括表下の円グラフでございます。両会計の歳出における目的別、性質別の構成比を表したものでございますが、時間の関係で説明は割愛させていただきます。後程ご覧いただければというふうに思います。

それでは、会計ごとの主な項目について順次ご説明させていただきます。

はじめに、「議案第9号令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明をいたします。

グラフ上の総括表にお戻りいただき、表の上段をご覧ください。一般会計の歳入歳出予算の総額は、71億4,229万5千円で、前年度と比較して5億4,836万4千円、率にして8.32%の増となります。

歳入から順に、前年度比の増減額が大きい部分を中心にご説明を申し上げます。

19ページをお開き願います。歳入1款分担金及び負担金1項3目斎場費負担金は、2億5,548万4千円で、新南部斎場の建設工事が9月末で完了することにより、4億9,164万2千円の減となります。

7目廃棄物処理費負担金は、31億3,504万2千円で、新中央し尿処理センター建設工事が最盛期を迎えることに加え、各施設の電気料等の高騰による各種委託料の増額などにより、9億8,204万7千円の増であります。

8目消防費負担金は、25億6,631万1千円で、高機能消防指令センターの部分改修が終了したことなどにより、総額で8,348万6千円の減となります。

以上、歳入1款分担金及び負担金は、上段に記載のとおり総額61億7,088万9千円で、前年度との比較で4億1,047万2千円の増となるものであります。

続きまして歳入2款使用料及び手数料1項使用料は、斎場、へい獣保冷センター、ごみ処理・し尿処理施設等に係る施設使用料、合わせて2億3,295万5千円の計上、2項手数料は、へい獣集荷処理、危険物貯蔵設備検査に係る手数料、合わせまして465万円の計上であります。

以上、歳入2款使用料及び手数料は、総額2億3,760万5千円で、前年度との比較で302万2千円の減となります。

続いて歳入3款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、1億2,583万2千円で、低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金であります。

2項1目衛生費国庫補助金は、3億7,500万6千円で、新中央し尿処理センター建設事業に係る循環型社会形成推進交付金であります。

2目消防費国庫補助金は、1,108万7千円で、消防車両更新に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金であります。

3目民生費国庫補助金は、4,541万円で、重層的支援体制整備事業費補助金であります。

以上、歳入3款国庫支出金は、総額5億5,733万5千円で、前年度との比

較で1億5,562万9千円の増となります。

続いて歳入4款県支出金1項1目民生費県負担金は、6,291万6千円で、国庫支出金と同じく低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金、2項1目民生費県補助金は、2,270万5千円で、これも国庫支出金と同じく重層的支援体制整備事業に係る補助金であります。

以上、歳入4款県支出金は、総額8,562万1千円で、前年度との比較で438万2千円の減となります。

20ページをお願いいたします。歳入6款繰入金1項1目一般会計負担金調整基金繰入金は、2,000万円で、斎場費及び清掃費に充当するものであります。2項1目介護保険特別会計繰入金は、3,301万6千円で、重層的支援体制整備事業に係る介護保険料分を特別会計から繰り入れるものであります。

以上、歳入6款繰入金は、総額5,301万6千円で、前年度との比較で474万9千円の減となります。

歳入8款諸収入2項1目清掃事業収入は、1,610万9千円で、廃棄物処理施設において収集したアルミ缶、ペットボトルなどの成型品等売払収入であります。

2目雑入は、2,129万3千円で、県消防学校や県消防防災航空隊への派遣職員に係る人件費負担金などであります。

以上、歳入8款諸収入は、総額3,740万3千円で、前年度との比較で558万4千円の減となります。

続いて、歳出につきまして、こちらも前年度比の増減額が大きい部分を中心にご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。歳出2款総務費1項1目一般管理費は、8,155万9千円で、人件費6,730万2千円のほか、各種賃借料、委託料及び事務経費であります。

歳出3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は、1,151万1千円で、社会福祉法人水交会への施設改築事業債に係る償還補助金であります。

2目重層的支援体制整備事業費は、1億2,383万6千円で、国・県補助金、市町負担金及び特別会計で収納した介護保険料分を原資とした構成市町への委託料となります。

歳出4款衛生費1項1目斎場費は、1億3,011万7千円で、職員3人の人件費、派遣職員7人に係る業務委託料、各斎場の火葬炉耐火物等補修工事費などあります。

2目新南部斎場建設事業費は、1億5,767万8千円で、新斎場の建設工事費、工事監理・設計監理業務委託料などあります。

3目北部斎場改修事業費は、843万8千円で、令和7年度に予定している既存施設の大規模改修工事に係る実施設計業務及びアスベスト調査業務の委託料であります。

22ページをお願いいたします。2項清掃費1目環境事業課人件費は、4,667万8千円で、廃棄物処理施設に係る職員7人の人件費であります。

2目中央廃棄物処理施設一般管理費は、872万4千円で、各種負担金、補助金のほか、昨年11月の定例会終了後の議員説明会でもご説明申し上げました、新中央し尿処理センター建設に伴う地元支援として2町内会に拠出する交付金や施設管理に要する事務経費等であります。

3目中央ごみ処理センター等運営費は、7億8,819万9千円で、長期包括運営業務、焼却灰の処分と運搬に係る業務などのほか、令和7年度から予定している中央ごみ処理センター及びリサイクルプラザの基幹的設備改良工事に係る発注支援業務などに係る委託料などであります。

4目中央し尿処理センター運営費は、2億5,514万2千円で、長期包括運営業務、槽内清掃業務の委託料などであります。

5目新中央し尿処理センター建設事業費は、18億8,907万2千円で、新施設の建設工事費、それから、設計・施工監理業務委託料などがございます。

7目北部ごみ処理センター等運営費は、5億3,345万8千円で、ごみ処理センター及び3つの最終処分場の長期包括運営業務委託料などあります。

8目北部し尿処理センター運営費は、2億171万9千円で、施設の長期包括運営業務委託料などがございます。

以上、歳出4款衛生費は、21ページ中段に記載のとおり、総額40億5,710万4千円で、前年度との比較で6億4,033万9千円の増となるものであります。

23ページをお願いします。続いて歳出5款消防費1項1日常備消防費は、23億4,092万5千円で、派遣職員2人を含む消防職員293人の人件費、それから高機能消防指令センター保守業務、消防救急デジタル無線保守業務などの委託料、防火服及びネットワークシステムの賃借料、救急救命士の養成や県消防学校及び消防大学校の入校に係る経費などあります。

2目施設整備費は、2億5,885万8千円で、出動車両運用管理装置改修業務委託料、西分署の屋根防水・塗装工事費、車両動態端末装置載せ換え業務委託料のほか、車両等購入費においては、東分署及び協和分署の消防ポンプ自動車、中仙分署の高規格救急自動車と、車両に積載する高度救命処置用資機材、消防本部公用車などあります。

以上、歳出5款消防費は、上段に記載のとおり、総額25億9,978万3千円で、前年度との比較で7,634万円の減となります。

続いて歳出6款公債費は、1,398万円で、清掃事業に係る長期債権償還分であります。

歳出7款諸支出金2項1目介護保険特別会計繰出金は、2億5,166万4千円で、一般会計で収納する国・県・市町負担金を原資とした低所得者介護保険料軽減事業分であります。

以上が一般会計の説明となります。

次に、「議案第10号令和6年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」につきましてご説明を申し上げます。

説明資料は戻りまして、恐れ入りますが、18ページ、最初のページですが、

その総括表にお戻りください。

介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、189億9,316万円で、前年度との比較で3億556万1千円、率にして1.58%の減となります。

歳入から順に、前年度比の増減額が大きい部分を中心に説明を申し上げます。

24ページをお開き願います。歳入1款介護保険料は、32億6,755万5千円で、前年度との比較で7,890万4千円の減であります。これは、65歳以上の第一号被保険者数が減少し、中でも保険料額が高い高所得の階層の割合が減少する見込みであることによる減額であります。

なお、収納率につきましては現年度分を99.19%、滞納繰越分を20.0%と見込んでおります。

歳入2款分担金及び負担金は、26億4,568万7千円で、介護サービス給付費の減に伴い、前年度との比較で545万5千円の減となります。

歳入4款国庫支出金、歳入5款県支出金及び歳入6款支払基金交付金は、この後ご説明申し上げます歳出2款保険給付費、歳出3款地域支援事業費、歳出4款民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出した負担金、補助金及び交付金を計上しているものでございます。

25ページをお願いいたします。歳入8款繰入金1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、2億1,943万1千円、2目介護保険特別会計負担金調整基金繰入金は、4,000万円をそれぞれ介護給付費等に充当するため、両基金を取り崩すものであります。2項1目低所得者介護保険料軽減繰入金は、2億5,166万4千円で、一般会計の繰出金と同額の計上であります。

歳入9款繰越金は、218万9千円で、保険料の歳出還付金充当分などを計上するものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

26ページをお願いいたします。歳出1款総務費1項1目一般管理費は、2億2,226万4千円で、人件費のほか、介護保険法改正に伴う介護保険システムの改修業務やソフトウェア保守業務などの委託料、介護保険システムの使用料、公用車購入費、庁舎維持管理費負担金などであります。

3項2目認定調査等費は、9,052万2千円で、認定調査員人件費のほか、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料などの経費であります。

以上、歳出1款総務費は、総額3億3,776万5千円で、前年度との比較で3,382万1千円の増となるものであります。

歳出2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は、161億4,345万1千円、2目介護予防サービス給付費は、2億8,276万円、2項1目その他諸費は、1,729万円、27ページに移りまして、3項1目高額介護サービス費は、4億2,329万円、4項1目特定入所者介護サービス費は、9億2,041万6千円、5項1目高額医療合算介護サービス費は、6,442万2千円の計上であります。

以上、歳出2款保険給付費は、26ページ中段に記載のとおり、総額178億5,162万9千円で、前年度との比較で4億588万4千円、資料には記載が

ございませんけれども、率にして2.2%の減となるものであります。

続きまして歳出3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、4億3,637万1千円、2目一般介護予防事業費は、7,794万8千円、3目包括的支援事業・任意事業費は、2億4,617万円で、要支援者に係る給付費及び構成市町等への事業委託料がほとんどを占めるものであります。

以上、歳出3款地域支援事業費は、総額7億6,325万2千円で、前年度との比較で7,125万1千円の増となるものであります。

28ページをお願いします。歳出7款諸支出金2項1目一般会計繰出金は、3,301万6千円で、特別会計で収納した重層的支援体制整備事業に係る保険料分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上が介護保険特別会計の説明となります。

当初予算に係る説明は以上でございます。

引き続き「議案第11号令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」ご説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。本案は、議案第9号と議案第10号の令和6年度当初予算に伴う構成市町の負担金の額を定めるものであり、表の下の方の欄にお示ししておりますけれども、大仙市については、前年度当初比較で4億9,396万円増の53億6,277万7千円、構成比は60.83%、仙北市については、1,829万4千円増の20億673万1千円、構成比は22.76%、美郷町については、1億723万7千円減の14億4,706万8千円、構成比は16.41%、とするものでございます。

以上が議案第11号の説明となります。

最後になりますが、令和6年度当初予算につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、新中央し尿処理センターの建設工事がピークを迎えることに加え、新南部斎場の供用開始に伴い運営経費が増大するほか、物価高騰や人件費上昇の影響を受ける経費が多く盛り込まれております。引き続き、計画的かつ効率的な予算執行に努めまして、住民の皆様の利益を第一に考えてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも格別なるご指導とご協力をお願いする次第でございます。

以上、議案第9号及び議案第10号の令和6年度当初予算並びに議案第11号の令和6年度組合経費の負担金について、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第9号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第10号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第11号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第12号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい。

次 長 (佐藤大)

議案第12号「新南部斎場建設工事請負契約の変更について」をご説明申し上げます。

議案説明資料30ページをご覧ください。

本案は、昨年2月28日の議会定例会において工事請負契約の議決をいただきました、新南部斎場建設工事につきまして、契約金額に変更が生じたことから、変更契約を行うものでございます。

変更の理由につきましては、昨年11月28日の議員説明会でもご説明申し上げましたが、令和5年3月3日に「はりま・小田島・シブヤ特定建設工事共同企業体」と本契約を締結しておりますが、本契約前の3月1日から国土交通省による新労務単価が適用となり、特例措置により、旧労務単価で積算した設計書は、契約日時点の労務単価及び資材価格で積算し直した上で変更契約を行う取扱いとなっております。

新単価で再積算した結果、工事請負費が増額となったため、契約金額を変更するものでございます。

変更契約額は、6億7,551万円となり、当初の契約額と比較し、4,147万円の増額となるものでございます。

以上、議案第12号をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第12号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第13号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい。

次 長 (佐藤大)

議案第13号「新中央し尿処理センター施設整備事業に係る工事請負契約の変更について」をご説明申し上げます。

議案説明資料31ページをご覧ください。

本案は、令和4年11月29日に工事請負契約の議決をいただきました、新中央し尿処理センター施設整備事業につきまして、追加工事が生じたことから、変更契約を行うものでございます。

こちら昨年11月28日の議員説明会でもご説明申し上げましたが、先行工事として建設地内にある旧貯留槽の解体工事などの場内整備を行ったところ、平成2年に解体した旧し尿処理施設の基礎部分等が地中に残存していることが判明し、この地中障害物の撤去に要する費用が発生したため、「JFE環境テクノロジー株式会社」、現在は社名が変わっておりまして、「月島JFEアクアソリューション株式会社」との契約金額を変更するものであります。

変更契約額は、27億6,265万円となり、当初の契約額と比較しまして、1,265万円の増額となるものでございます。

以上、議案第13号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第13号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和6年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。